

山武市債権管理計画

(令和元年度)

山武市市民部収税課

目 次

はじめに	…	1
1 平成30年度の収入未済額の分析	…	1
2 平成30年度の実績を踏まえた債権管理の課題		5
3 債権管理の視点	…	6
4 具体的な取組方針	…	7
5 令和元年度から令和3年度までの債権管理目標	10	10
6 参考資料	…	13

はじめに

この計画は、山武市債権管理適正化指針で位置付けられた債権管理の方向性を具現化するための基本的な考え方を示すものであり、計画の趣旨に沿った適正な債権管理と効率的な債権回収対策に努めることにより、公正かつ円滑な債権管理の推進を図ることを目的とする。

債権管理の方向性（「山武市債権管理適正化指針」より抜粋）

- 1 各債権管理担当課による法令に則った債権管理
- 2 全庁体制による債権管理への取組と公金管理の一元化

1 平成 30 年度の収入未済額の分析

本市における市債権の収入未済額については、年々減少傾向にあり、平成 24 年度に減少に転じて以来、一貫してその傾向は不変の状況にある。

今年度においても、前年度に比し総体的に 11.56%減少しており、中でも非強制徴収公債権における実績は顕著で、28.04%の減少率を示しているところである。

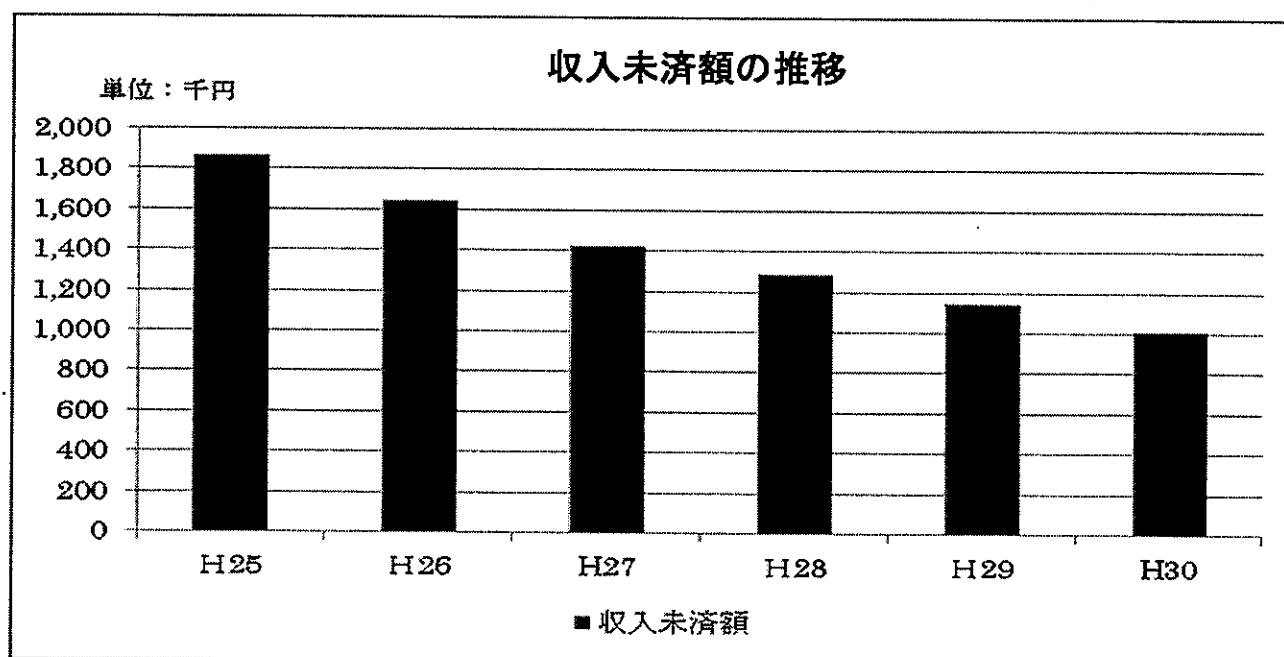
このことから、全庁的な債権管理体制の基盤が盤石となりつつあり、本格的に回収業務に取り組んだ成果が確実に反映され始めていると判断できるところである。

【主な債権の収入未済額推移一覧（過年度収入未済額分）】

単位：円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	対 H29 増減率 (%)
■強制徴収公債権	1,390,889,746	1,256,595,042	1,104,833,920	981,867,788	△11.13
うち 市税	543,947,110	488,142,816	425,782,564	387,826,621	△8.91
国民健康保険税	817,926,776	738,828,626	655,092,436	573,252,872	△12.49
介護保険料	19,495,800	20,738,290	20,075,390	18,118,515	△9.75
後期高齢者保険料	1,349,700	1,403,900	1,524,800	811,280	△46.79
保育所保育料	2,104,350	1,825,900	1,974,000	1,703,500	△13.70
農業集落排水分担金	5,215,280	5,095,280	155,000	155,000	0.00

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	対 H29 増減率 (%)
■非強制徴収公債権	19,855,120	18,520,868	23,233,403	16,717,639	△28.04
うち 農業集落排水使用料	3,183,691	3,349,651	590,085	913,140	54.75
生活保護費返還金	12,518,523	13,250,476	19,499,103	12,994,264	△33.36
重度心身障害者医療費	425,000	425,000	490,266	364,155	△25.72
■私債権	14,147,326	13,591,335	14,839,467	12,223,128	△17.63
うち 学校給食費	5,781,130	4,333,040	3,393,216	2,946,021	△13.18
学童クラブ利用	297,500	1,546,500	2,597,750	2,034,000	△21.70
市営住宅使用料	634,537	1,185,737	2,101,118	2,349,150	11.80
成東病院診療代	5,590,025	5,282,473	4,374,692	1,933,203	△55.81
看護学生奨学金元利収入	1,686,463	866,484	1,826,484	2,442,580	33.73
水道料金	157,671	377,101	546,207	518,174	△5.13
収入未済額計	1,424,892,192	1,288,707,245	1,142,906,790	1,010,808,555	△11.56



《強制徴収公債権の収入未済状況の分析》

強制徴収公債権の収入未済金については、前年度に引き続き減少傾向となり、総体的に11.13%の減少となった。

市税（8.91%減）や国民健康保険税（12.49%減）はもとより、保育所保育料（13.70%減）や介護保険料（9.75%減）に至っても減少傾向にある。中でも、特筆すべきは後期高齢者医療保険料で、46.79%もの大幅な減少となり、強制徴収公債権の中でも突出した減少率を誇示しているところである。

65歳以上人口が年々増加している中、それに呼応するように介護保険料や後期高齢者保険料の滞納リスクが増え続けている状況において、介護保険料収入未済額は年々減少傾向を示し、また、後期高齢者保険料収入未済額についても前述のように、平成29年度まで増加の一途を辿っていたものを大幅な減少に転換させるに至った。

これは、休日臨戸や電話催告等の地道な取組をかさねた結果が、成果として如実に現れたものと推察され、今後も、引き続き積極的に滞納者との折衝を図り、収入未済額の減少に努めることが期待される。

なお、平成30年度においては、滞納処分について未執行であったことから、今後はその積極的な運用が求められるところである。

《非強制徴収公債権の収入未済状況の分析》

非強制徴収公債権の収入未済額については、農業集落排水使用料が増加（54.75%増）に転じたものの、生活保護費返還金（33.36%減）や重度心身障害者医療費返還金（25.72%減）が大幅に減少したことに起因し、総体的に28.04%減少する結果となった。

生活保護費については、近年、不正受給の発覚件数が増加傾向にあり、その返還に到っては困難を極め多大な労力を要することが懸念されているところである。しかしながら、今回このような大幅な減少に直結したことは、粘り強い回収交渉が奏功したと考えられ、全庁的な債権管理体制の機運醸成の拡大が図られてきた成果であると分析する。今後もその動向を注意深く監視するとともに、不正受給を未然に防止する対策を確実に講じていくことが求められる。

またその他の返還金についても、過誤払の発生を防ぐチェック機能の充実を図っていくことこそが新たな債権の発生を抑制する重要な措置であると認識し、全庁体制で取り組ん

でいくことが肝要と思料される。

なお、非強制徴収公債権全般の傾向としては、催告や臨戸徴収といった従来の方法による回収では既に限界に達しているため、私債権同様、法的措置による一段階踏み込んだ回収方法を積極的に推進していくことが肝要である。

<法的措置件数>

- ・ 支払督促申立 1件
(農業集落排水使用料 1件)

《私債権の収入未済状況の分析》

私債権の収入未済額については、住宅使用料(11.80%増)や看護学生奨学金元利収入(33.73%増)が増加したものの、成東病院診療費(55.81%減)や学童クラブ利用料(21.70%減)が減少したことから、総体的に17.63%の減少に転じる結果となった。

減少要因の一角をなす成東病院診療費については、適正な債権放棄(1,325,188円放棄)の執行によるところが大きくはあったが、徴収業務を適切に努めた結果と相俟って55.81%の大幅な減少となっている。

また、学校給食費に注目すれば、平成30年度の減少率こそ左程大きくはないが、平成27年度からいち早く法的措置に(支払督促、強制執行)に踏み切ったことに起因し、年々確実に収入未済額が縮小されている状況で、そのアナウンス効果をも含めた成果について、今後も継続して注視する必要がある。

なお、減少要因に貢献した学童クラブ利用料については、平成30年度にようやく減少(21.70%)に転じてはいるものの、平成29年度までの収入未済額が累積している状況にある。事務処理状況を確認し、催告や臨戸徴収を含めた基礎的な債権管理を確実に実施することで、更なる縮減が大いに期待できる債権であるといえる。

しかしながら、その一方で、住宅使用料や看護学生奨学金元利収入については年々収入未済額の増加が顕著であることから、現状を分析し、その増嵩を最小限に留めるための具体的な対応策を早急に講じていくことが求められる。

私債権は非強制公債権に先行して法的措置に着手していることから、本市債権の中でも最も債権管理が良好に進行している状況である。今後は、一部の債権のみならず私債権全般に、法的措置と適正な債権放棄の執行が平準化されていくことが望ましい。

<法的措置件数>

- ・支払督促申立 25 件
(学校給食費 18 件、水道料金 7 件)

《全体的な分析》

全庁をあげて債権回収業務に取り組んできた成果が年々如実に結実しつつあるものの、各々の債権に注目すれば、全てが順調に推移しているとは言い難い状況が垣間見れる。特に非強制徴収公債権や私債権においては、回収対策の未熟さが露呈された感が否めない状況にあり、今後重点的かつ抜本的な債権回収対策に取り組まなければならないのは必至である。

市債権は本市の貴重な自主財源であり、市民生活に必要な行政サービスを持続的に提供していくための原資として必要不可欠であることから、その確保が喫緊の重要課題と位置づけられるため、今後も更なる効果的で効率的な債権回収対策が求められるところである。

《収入未済額が累積する要因》

- 債権管理担当課においては、他業務を兼任しながらの債権管理であるため、債権回収業務に取り組むべき十分な時間の確保や、回収業務のノウハウの取得蓄積が難しい状況である。
- 債権管理担当課において、行政サービスの複雑化や取り組むべき業務の多様性に伴い、発生する債権が増加している。
- 債権管理担当課において、計画的な債権管理が行われていない。

2 平成 30 年度の実績を踏まえた債権管理の課題

平成 23 年度に債権回収対策室が設置され、全庁的に債権回収業務に本格的に取り組み始めた結果、平成 24 年度から、市債権の収入未済額が減少に転じ、以後も継続して減少傾向にある。しかしながら、現状においては、まだ課題が多く残されている状況であるため、以下の点に留意しつつ業務を遂行する必要がある。

(1) 滞納処分や法的措置の執行

私債権の一部で法的措置が平準化されつつあるものの、私債権全般或いは非強制徴収公

債権全般に渡っては法的措置の執行が浸透しているとは言い難い。また、強制徴収公債権においては、滞納処分措置が過年度に数件行われてはいるものの、近年においては未執行の状況が継続している。効率的かつ効果的な債権管理の観点から、滞納処分や法的措置の執行は非常に重要であると認識し、積極的な活用をする必要がある。

(2) 延滞金、遅延損害金の徴収

公債権の延滞金や私債権における遅延損害金については、一部の債権で徴収がなされているほかは依然未徴収の状況である。延滞金や遅延損害金の積算方法の確認やその収納管理、またそれらを総合的に管理するコンピュータシステムの導入の是非等について多面的に検討し、早期徴収に向けた準備を行う必要がある。

(3) 民法改正に伴う事務処理対応

令和2年4月1日施行の民法改正に伴い、時効管理や連帯保証等の事項が変更されることから、債権管理事務が非常に煩雑になることが推測される。改正内容をよく理解し、適正に運用できるよう慎重に業務を進めていく必要がある。

3 債権管理の視点

債権の発生から消滅に至るまでの全ての過程において、適正な事務処理を行うことこそが理想的な債権管理ではあるが、なかでも、「法令の遵守」、「市民負担の公平性」、「歳入の確保」の視点に立ち、慎重に対処することが重要となってくる。

(1) 法令の遵守

昨今における社会経済情勢に鑑みると、行政の説明責任が強く求められるようになってきたのは否めないところである。民法、地方自治法及び各債権の個別法令など、債権管理に係る法令等の遵守はもちろんのこと、未収入債権を漫然と放置した場合には、「公金の賦課、徴収を怠る事実」「財産の管理を怠る事実」に該当するとして、住民監査請求や住民訴訟にまで発展する事例が増えてきていることに、十分留意する必要がある。

地方自治法第2条第14項に規定される「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」のは当然のこととして、訴訟の回避の視点からも、法令の遵守が求められる。

(2) 市民負担の公平性

本市の納付金に関し、大多数の市民が義務を履行している現状において、滞納の累積を放置することは、本市に対する不公平感不信感が募る要因となり、ひいては本市の信用が失墜する事態にもなりかねない。

市民負担の公平性の確保に重きを置き、適正な債権管理、滞納額の縮減に努めなければならない。

(3) 歳入の確保

本市の人口は減少傾向にある。今後も老年人口が増加し、年少人口が減少するとともに、生産年齢人口が減少することが容易に予測できるところである。これは、本市の収入の根幹である市税が人口構造の変化によって減少していくことを如実に物語っているものであり、既定の事実として受け入れざる得ない現実となっている。収入を確保し、未収入債権を縮減していくことは、本市が自治体として存続していくための生命線である。

健全な自治体経営の持続に鑑みれば、これ以上の滞納額の増嵩は許されず、適正な債権管理を行わなければならないことは衆目の一致するところである。

4 具体的な取組方針

債権管理状況の変遷に応じ、段階ごとに適正な債権管理を行う。

(1) 組織及び事務の体制

ア 原則として、債権管理担当課において、滞納処分、支払督促等の事務を行う。

債権管理担当課は、自課での執行を目指し、ノウハウの習得蓄積に努める。

債権回収対策係は、滞納処分や支払督促等を積極的に行い事務処理方法の確立を図るとともに、債権管理担当課に対し滞納処分や支払い督促等について適切な助言指導を行う。

イ 徴収困難な債権及び一定額以上の滞納を有する債権については、債権管理担当課から債権回収対策係に事務移管し一元管理する。

公債権私債権の別を問わず、徴収困難案件や一定額以上の滞納案件については、

債権回収対策係に事務移管し回収する。

なお、各年度の事務移管対象債権の範囲については、回収実績や各々の債権の状況を考慮するとともに、費用対効果及び効率性を勘案しながら検討する。

ウ 債権回収対策係は、技術的助言や情報提供等を行うとともに、債権管理体制を確立する。

債権回収対策係は、各債権管理担当課の支援を行う。

債権管理に関する助言や指導、情報提供を行いながら、債権管理担当課が、滞納処分や支払督促等を含めた事務処理を適正に行うことを支援するとともに、全庁的な債権管理体制の堅固な確立を目指す。

エ 延滞金及び遅延損害金の徴収を行う。

債権回収対策係は、全庁的な徴収体制をめざし例規の整備を行うとともに、債権管理担当課に必要な助言や指導、情報提供を行う。

また、債権管理担当課は、滞納管理システムの導入等の課題を洗い出し検証を重ね、その解決に向けた方策を講じるなど、徴収準備を進める。

オ 改正民法施行に向けた準備を行う。

債権管理担当課は、令和2年4月1日の改正民法の施行に向け、例規の整備や市民への周知を含めた準備作業を行う。また、施行後は、検証を行いその結果を踏まえ適正な措置を講じる。

また、債権回収対策係は、債権管理担当課が適正に事務処理を遂行できるよう、適宜、助言や指導を行う。

(2) 例規、マニュアル等の整備

ア 各種マニュアルや年間スケジュール表を作成する等、債権管理全体の流れを明らかにした上で事務処理を行う。

債権回収対策係は、債権管理事務の成熟化に伴い、必要となる各種マニュアルをタイムリーに作成するとともに、既成のマニュアルについては実情に合わせ適宜改

正を行うなど、円滑な事務処理を妨げないよう配慮する。

また、債権管理担当課については、個別の債権管理マニュアルや年間スケジュール表（債権管理目標設定シート）に基づき事務処理を行うものとし、その具現化に向け努める。

イ 移管基準に基づき事務処理を行う。

平成 24 年 3 月に債権回収対策室において、山武市債権管理事務移管の手引きを策定した。同基準に基づき事務の移管をし、債権管理事務の一元化を行うが、実情に照らし、費用対効果や事務の効率化を勘案しながら適宜移管基準の見直しを行う。

ウ 適正な債権管理を行うため、個人毎の債権管理台帳を整備する。

山武市債権管理条例や同条例施行規則において、債権管理台帳を整備することが規定されている。

債権管理担当課は、時効管理や延滞金等の積算をも含めた個人ごとの債権管理台帳の整備を行い、適正かつ円滑な事務処理に努めなければならない。

(3) 全庁組織

ア 債権管理連絡調整会議において、事務上の必要事項の検討や改善を協議し、実務の充実を図る。

債権管理担当課の各課長を構成員として、債権管理連絡調整会議を開催する。

債権管理業務を全庁的な課題として位置付け、現状分析を行い、課題や改善策を協議し、実務の向上、充実を図る。加えて債権管理マネジメントスキルの取得向上を目指すとともに、既存の債権管理体制の充実に向け、見直しを検討する。

イ 債権管理事務担当者会議において、債権管理に関する情報の共有及び連携を図る。

債権管理担当課の事務担当者を構成員として、債権管理事務担当者会議を開催する。

債権管理の実務上の課題を持ち寄り、解決策を探求し事務改善につなげる。

また、事務担当者の債権管理に関するスキルアップを目指すとともに、意思の疎通を図る。

(4) 職員の基礎知識及び心得

ア 職員のスキルアップ対策のため、職員研修や相談受付業務を行う。

債権回収対策係において、債権管理の基礎的な内容を主眼とした職員研修を毎年度実施する。応用的な職員研修の実施については、全庁的な債権管理体制の成熟状況に合わせた確な時期に行う。

また、債権管理担当課からの問い合わせや相談に随時対応する。

イ 適正な債権管理を行うため、法令を遵守する。

適正な債権管理の実施については、地方自治法や各個別法令、山武市債権管理条例等に詳細に規定されている。法令等に基づいた適正で的確な事務処理を行い、市民への説明責任を確実に果たす。

ウ 訴訟に至るケースを想定し、適正に事務処理を行う。

債権回収対策係は、債権管理の事務処理上の瑕疵が訴訟に至る場合があることを各種会議や研修の場を通じて周知し、日常の適正な債権管理事務の実践を周知徹底する。

債権管理担当課は、債権管理の事務処理上の瑕疵が訴訟に至る場合があることを十分認識し、適正な債権管理業務に努める。

5 令和元年度から令和3年度までの債権管理目標

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
(1) 組織及び事務の体制	債権回収対策係における強制徴収、強制執行の確実な実施	強制徴収、強制執行件数の増大	強制徴収、強制執行の対象債権の拡大と執行件数の増大	強制徴収、強制執行の対象債権の拡大と執行件数の増大
	担当課における強制徴収、強制執行の実施	回収ノウハウの取得	回収ノウハウの取得	実施について検討
	事務移管の実施と検証	事務移管の実施と検証	事務移管の実施と検証	事務移管の実施と検証

	延滞金、遅延損害金の徴収	課題の洗い出しとその解決策の検討	課題の洗い出しとその解決策の検討	徴収の開始
	私債権の短期消滅時効改正等への対応	例規の整備、市民への周知方法等の準備	改正民法に対応	改正民法に対応
(2) 例規マニュアル等の整備	債権管理目標設定シートの記載事項の実施	記載事項の検証と改善	記載事項の検証と改善	記載事項の検証と改善
	個別債権の債権管理マニュアル作成	作成にあたっての情報収集	作成にあたっての情報収集	作成について検討
	債権管理台帳の整備	債権管理台帳の整備	債権管理台帳の整備	債権管理台帳の整備
(3) 全庁組織	全庁組織の在り方	組織の在り方の検証と見直し	組織の在り方の検証と見直し	組織の在り方の検証と見直し
(4) 職員の基礎知識	職員研修の実施	年3回～4回実施	年3回～4回実施	年3回～4回実施

令和元年度主な債権の目標徴収率

単位：％

債権名	区分	徴収率				
		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	令和元年度目標	令和2年度目標
市税	現年分	97.29	97.48	97.70	97.80	97.80
	滞納分	20.22	19.58	21.50	21.50	21.50
国民健康保険税	現年分	87.57	88.69	89.68	89.70	89.70
	滞納分	17.33	18.39	20.47	20.50	20.50
介護保険料	現年分	97.78	98.07	98.38	98.40	98.40
	滞納分	18.02	19.63	20.33	20.35	20.35
後期高齢者医療保険料	現年分	99.24	99.44	99.46	99.47	99.48
	滞納分	33.82	38.62	56.98	56.98	56.98
保育所保育料	現年分	98.94	99.25	99.76	99.76	99.76
	滞納分	43.07	42.55	43.26	33.00	33.00
農業集落排水事業分担金	現年分	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	滞納分	2.86	1.17	0.00	1.16	1.16
農業集落排水事業使用料	現年分	98.85	98.17	98.20	98.50	99.00
	滞納分	10.38	13.37	34.68	34.80	35.00
幼稚園保育料	現年分	99.73	99.52	99.79	100.00	/
	滞納分	100.00	100.00	100.00	100.00	/
学童クラブ利用料	現年分	93.03	96.44	98.09	98.50	99.00
	滞納分	25.10	27.12	31.23	32.00	33.00
市営住宅使用料	現年分	93.26	95.29	96.25	97.00	98.00
	滞納分	29.66	29.90	23.83	25.00	28.00
学校給食費	現年分	99.28	99.44	99.54	99.54	99.54
	滞納分	41.64	41.71	33.81	30.00	30.00
成東病院医療費未収金	現年分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	滞納分	5.51	5.11	20.85	7.50	7.50
水道料金	現年分	98.32	98.61	98.68	98.68	98.68
	滞納分	78.50	76.19	71.33	71.33	71.33

参考資料

平成30年度 移管による強制徴収公債権徴収実績 (H31.3.31現在)

	移管数(件)	移管金額(円) A	徴収額(円) B	措置状況 (件、円)								徴収率 (%) B/A				
				差押		執行停止 (即時)		執行停止 (3年)		交付要求			一括又は分割納 付			
				件数	徴収額	件数	徴収額	件数	徴収額	件数	徴収額		件数	徴収額		
法人市民税	H30	1,044,300														
	H29以前	0	362,400										2	362,400		34.7
	計	1,044,300														
保育所保育料	H30	985,800														
	H29以前	747,500	608,200										6	608,200		35.1
	計	1,733,300														
介護保険料	H30	1,169,390														
	H29以前	1,715,980	1,151,110										18	1,151,110		39.9
	計	2,885,370														
後期高齢者 医療保険料	H30	235,400														
	H29以前	180,900	480,520										7	480,520		115.4
	計	416,300														
合計	H30	3,434,890														
	H29以前	2,644,380	2,602,230										33	2,602,230		42.8
	計	6,079,270														

※1徴収額については、移管された債権のうち、今年度中に納付された金額を計上した。したがって、過年度に移管された債権に係る収入も含まれる。
また、今年度中途で返還した債権については、その時点までの収入を計上した。

※2「移管数」については、あくまでも債権ごとの件数を計上した。(一人の債務者に2つの債権が存在する場合はそれぞれ1件として計上。)

※3「措置状況」欄の「件数」については、延件数ではなく、債権数を計上した。

※4「差押」の内容については、給与、預貯金、保険、所得税還付金等を差押した件数を計上した。

平成30年度 移管による私債権及び非強制徴収公債権徴収実績 (H31.3.31現在)

債権区分	債権名	移管された滞納債権件数(件)	移管された滞納額(元本)(円) A	支払督促申立件数(件)	異議申立訴訟移行(件)	支払督促の結果(件数)				強制執行申立件数(件)	徴収額(円)				徴収率(%)		
						債務名義取得件数		取下げ等件数	未確定件数		元本 ①	延滞金又は遅延損害金 ③	訴訟費用 ④	徴収額計 ⑤=①+③+④ B	移管滞納額に占める割合 B/A	法的措置によるもの割合 C/A	
						判決	和解(和解に代わる決定含む)										取下げ等件数
私債権	学校給食費	H30	14	426,131	18	1	1	7		692,963	219,123	7,392	700,355	226,515	22.8	7.4	
		H29以降	42	2,841,162		1		3									
	計	56	3,067,293	18	2	1	1	10									
	水道料金	H30	5	228,330	7			3		37,842	37,842			37,842	37,842	7.5	7.5
		H29以降	7	279,432													
	計	12	507,762	7	0	0	0	3									
	高額療養費金貸付金返還金	H30	0	0										0	0	0.0	0.0
		H29以降	3	1,155,000													
	計	3	1,155,000	0	0	0	0	0		141,000				141,000	0	29.6	0.0
	学童クラブ利用料	H30	4	476,000													
H29以降		0	0														
計	4	476,000	0	0	0	0	0										
病院診療代	H30	1	158,515														
	H29以降	1	842,953														
計	2	801,468	0	0	0	0	0										
農業用排水使用料	H30	2	127,440	1													
	H29以降	3	205,100														
計	5	332,540	1	0	0	0	0	1	106,400	10,000			106,400	32.0	3.0		
重度心身障害者医療補助金返還金	H30	0	0														
	H29以降	1	390,000														
計	1	390,000	0	0	0	0	0		120,000				120,000	0	30.8	0.0	
計	H30	26	1,416,416	26	1	1	10			1,098,205	266,965	7,392	1,105,597	274,357	16.4	4.1	
	H29以降	57	5,313,647	0	1	0	3										
	計	83	6,730,063	26	2	1	13										

※1「支払督促申立件数」については、平成30年度に新たに申立てをした件数(過年度移管分を含む。)を記載し、その結果を「支払督促の結果」に計上した。なお、「取下げ等件数」及び「未確定件数」については、平成30年度に移管されたもの(過年度移管分を含む。)に属する件数のみ計上した。

※2「異議申立→訴訟移行」については、異議の申立てがなされ、平成30年度中に訴訟に移行したものを表記した。なお、平成30年度については、訴訟に移行した件数は2件であったが、そのうち1件については、訴訟中に債務者が完納したため、債務名義の取得には至らなかったためで申し添える。

※3「取下げ等件数」については、支払督促申立後の完納や居所不明等により取下げられたものを計上した。

※4「未確定件数」については、3月末現在において、支払督促を申立てたものの、手続中等の理由によりまだ債務名義が取得できないものを計上した。

※5「強制執行申立件数」については、平成30年度に新たに申立てをした件数(過年度移管分を含む。)を記載した。

※6「徴収額」については、移管された債権のうち、今年度中に納付された金額を計上した。したがって、過年度に移管された債権に係る収入も含まれる。

※7あくまでも債権ごとの件数を計上した。(一人の債務者に2つの債権が存在する場合はそれぞれ1件として計上。また、日常家賃債務のため夫婦2人が債務者である場合であっても債権数は1件として計上した。)

平成30年度債権放棄一覧

会 計	債権名	放棄した債権の金額 (円)	放棄した債権の件数 (件)	放棄した事由(債権管理条例第8条第1項) (円、件)									
				第1号 時効期間満了	第2号 行方不明	第3号 相続放棄 限定承認	第4号 破産	第5号 生活困窮	第6号 強制執行 後無資力	第7号 徴収停止	第8号 債権存否		
組合立国保成 東病院事業清 算事務特別会 計	組合立国保成東 病院個人医療費 未収金債権	1,325,188	1				1,325,188						
							1						
一般会計	学校給食費債権	25,040	1				25,040						
							1						
一般会計	市営住宅使用料 債権	223,968	2						223,968				
										連帯保証債務 (223,968)	1		
計		1,574,196	4						1,574,196				
										連帯保証債務 (223,968)	1	3	

※ 市営住宅使用料債権については、1件の債権に対し主債務と連帯保証債務が存していたため、放棄の件数を2件としている。